

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）	機 関	別表第一（第二条関係）	機 関
知事部局	職	知事部局	職
（略）	（略）	（略）	（略）
理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機 管理監 部長 総括官 審理 監 課長 担当課長 デジタ ル県庁推進担当課長 交通対 策担当課長 高等教育担当課 長 新型コロナウイルス感染 症対策担当課長 ワクチン政 策担当課長 医療機能強化担 当課長 ため池・農地防災担 当課長 建設DX担当課長 政策監 健康指導監 防災航 空センター長 東部産業支援 担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機 管理監 部長 総括官 審理 監 課長 担当課長 デジタ ル県庁推進担当課長 交通対 策担当課長 高等教育担当課 長 新型コロナウイルス感染 症対策担当課長 医療機能強 化担当課長 ため池・農地防 災担当課長 建設DX担当課 長 政策監 健康指導監 防 災航空センター長 東部産業 支援担当次長 企業誘致担当 次長 担当監 参事 経営企 画監 主幹 主査 主任 主 事		
備考（略）	備考（略）	備考（略）	備考（略）

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。